

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C店（以下「事業場」という。）において、食品の製造、品出しの業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場から自転車で帰宅途中、コンクリートの筒状ポールに自転車の右側をぶつけた際、右側の肩や腕に負荷がかかり負傷し（以下「本件災害」という。）、同年〇月から複数の整骨院、病院に受診し「右肩腱板断裂」等と診断された。

その後、請求人は、平成〇年〇月にDクリニックにおいて、右肩腱板断裂の手術を受けることを予定し、同クリニックにおいて術前検査を行ったところ、高血圧の治療が必要とされた。これを受け、請求人は、同年〇月〇日E医院に受診し、「高血圧症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が、本件疾病の治療は本件災害による右肩腱板断裂の手術に必要なものであるとして療養給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が本件災害によるものであると認められるか、また、本件疾病の治療が療養の範囲に該当するものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の本件疾病が本件災害により発症したものであるか否か、本件災害の療養の範囲に該当するものであるか否か、以下に検討する。

(1) 本件災害発生前における本件疾病の発症について

E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「本件疾病の発症時期は不明」としている。

一方、請求人は、今までDクリニックで本件疾病を指摘されるまでは指摘を受けたことはなかったと述べ、また、F医師も平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「右肩腱板修復術の前から本件疾病が恒常的であったものではない」と意見しているものの、これらを裏付ける医学的証拠は示されていない。

以上を踏まえると、当審査会としては、本件災害発生前から請求人が本件疾病を発症していたかどうかは不明であると判断する。

(2) 本件災害と本件疾病の関係について

E医師は上記意見書において、要旨、本件疾病の発症原因は不明であるとしている。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、要旨、「(本件疾病は、) 本件災害により発生した腱板断裂による疼痛や機能障害に伴った一過性のもの」との意見を述べている。しかし、同意見についても医学的根拠は示されておらず、単に可能性を述べているにすぎないものと判断せざるを得ない。

さらに、一般的に高血圧に至る原因は不明であることが多いことも踏まえる

と、当審査会としては、本件疾病と本件災害との間に相当因果関係があるとは認められないものと判断する。

(3) 本件疾病の治療と本件災害の療養の範囲との関連について

請求人は、本件疾病の治療が本件災害によってもたらされた腱板断裂の治療に必須のものであったので本件災害の療養の範囲に含まれると主張しているが、当審査会としては、上記(2)で述べたように本件疾病は私病であると考えられるので、本件疾病の治療を労災保険法の療養の範囲に含めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。